

位 置 図



使用に当たっては、尾張旭駅前広場特別使用要綱の規定を遵守してください。  
歩行者通行用の通路をそれぞれ最低2 m確保するとともに、視覚障害者誘導用ブロックをふさがないようにしてください。また混雑が予想される場合には、可能な限り誘導員を配置してください。

資材搬入のための車両等については、資材運搬後、速やかに道路部分から退去してください。